

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (家庭・青少年支援課)	856

告 示	
○歳入徴収者等が使用する印鑑の印影並びに京都府会計規則による帳簿及び書類の様式を定めた告示の一部改正 (会計課)	857
○保安林の指定解除予定の通知 (山城広域振興局)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	858
○道路の供用開始 (〃)	〃

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
○土地改良区役員の退任届 (〃)	859
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、南丹土木事務所)	860

公 営 企 業	
○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程	〃

教 育 委 員 会	
○個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則	〃

公 安 委 員 会	
○個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則	861
○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部改正	〃

選挙管理委員会	
○政治団体の設立	861
○政治団体届出事項の異動	862
○政治団体の解散	864
○政治団体の収支報告書の要旨	〃
○資金管理団体の指定	866
○資金管理団体届出事項の異動	867
○資金管理団体の指定の取消し	〃

人 事 委 員 会	
○個人情報の保護に関する法律施行細則	〃
○個人情報の保護に関する法律施行規程の廃止	891
○個人情報の保護に関する法律施行規程第22条第1項に規定する保有個人情報等を定めた告示の一部改正	〃

監 査 委 員	
○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示	892

労 働 委 員 会	
○個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則	〃

海区漁業調整委員会	
○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示	〃

内水面漁場管理委員会	
○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示	893

規 則

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第48号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和50年京都府規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の注を次のように改める。

- 注 1 この入所申込書には、徴収額を決定するために必要な事項が記載された書類として課税証明書等を添付してください。
- 2 現在の収入状況について、1の書類に記載がない者については、次の書類についても添付してください。
- (1) 給与所得者については、現在の勤務先の給与支払証明書
- (2) 事業所得者については、収入申告書
- 3 助産施設への入所を希望する者については、住民票の写し及び出産予定日の記載された診断書等を添付してください。
- 4 母子生活支援施設への入所を希望する者については、戸籍謄本及び世帯全員の健康診断書を添付してください。
- 5 生活保護等の状況には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)に基づく支援給付の受給状況を含みますので、各該当者については、該当の受給者証を添付してください。
- 6 社会保険加入状況については、各健康保険のいずれか及び本人又は扶養家族の該当項目に○印を付けた上で、世帯全員について、各健康保険への加入状況に関する事項(特別療養費の対象者にあつては、その旨を含む。)が記載され、表示され、又は記録された書類等又はその写しを添付してください。

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第2条 住民基本台帳法施行細則(平成14年京都府規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第5号様式中

「(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証
(4) その他 ()」を

「(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) その他 ()」に改める。

(京都府鴨川条例施行規則の一部改正)

第3条 京都府鴨川条例施行規則(平成20年京都府規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「学生証、健康保険証等」を「学生証等」に、「かぎ」を「鍵」に、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

(京都府統計調査条例施行規則の一部改正)

第4条 京都府統計調査条例施行規則(平成21年京都府規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

第12条第2項第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

(京都府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 京都府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成27年京都府規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア(ウ)を削り、同号ア(エ)中「(ア)から(ウ)まで」を「(ア)及び(イ)」に、「ほか」を「ほか、」に改め、同号ア中(エ)を(ウ)とし、同項第2号ア(イ)中「ほか」を「ほか、」に改める。

(個人情報保護に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 個人情報保護に関する法律施行細則(令和5年京都府規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式、別記第15号様式及び別記第20号様式中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

- この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

告 示

京都府告示第595号

歳入徴収者等が使用する印鑑の印影並びに京都府会計規則による帳簿及び書類の様式を定めた告示（平成19年京都府告示第218号）の一部を次のように改正し、令和6年12月2日から施行する。

なお、この告示による改正前の歳入徴収者等が使用する印鑑の印影並びに京都府会計規則による帳簿及び書類の様式を定めた告示の様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の歳入徴収者等が使用する印鑑の印影並びに京都府会計規則による帳簿及び書類の様式を定めた告示の様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

令和6年11月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第23号様式支払通知書(その1 管内隔地払用)の(裏)中「、健康保険証」を削る。

京都府告示第596号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年11月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 解除予定保安林の所在場所
城陽市中芦原68の126・68の128（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、68の152から68の154まで、68の157、68の159、68の161、68の163、68の165、68の166、68の170から68の172まで、68の174
- 指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、城陽市役所においてその図面を閲覧することができる。）

京都府告示第597号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年11月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 解除予定保安林の所在場所
城陽市奈島上小路12の11・12の16・12の81・12の83・坊ヶ谷13の31（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、城陽市役所においてその図面を閲覧することができる。）

京都府告示第598号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府中丹広域振興局長から通知があった。

令和6年11月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
綾部市栗町地内
- 2 測量の期間
令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 測量の種類
公共測量（3 級基準点測量及び 3 級水準測量）



京都府告示第 599 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 6 年 11 月 29 日から令和 6 年 12 月 13 日まで縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 29 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 大津宇治線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市六地藏町並 39 から 宇治市六地藏町並 39 の 11 まで	前	最小 11.6 m 最大 11.6	21.3 m
	後	最小 14.6 最大 15.0	
宇治市六地藏町並 39 の 15 から 宇治市六地藏町並 40 の 26 まで	前	最小 10.1 最大 12.0	64.5
	後	最小 14.2 最大 16.0	

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 山城総合運動公園城陽線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市富野北之芝 61 の 2 から 城陽市富野中之芝 46 を経て 城陽市富野中之芝 85 の 1 まで	前	最小 39.0 m 最大 66.8	226.0 m
		最小 11.8 最大 12.3	
城陽市富野北之芝 61 の 2 から 城陽市富野中之芝 48 を経て 城陽市富野中之芝 85 の 1 まで	後	最小 11.8 最大 12.3	237.1
		最小 11.8 最大 12.3	

城陽市富野北之芝 61 の 2 から 城陽市富野中之芝 46 を経て 城陽市富野中之芝 85 の 1 まで	後	最小 39.0 最大 66.8	226.0
---	---	--------------------	-------

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第 600 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 6 年 11 月 29 日から令和 6 年 12 月 13 日まで縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 29 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 大津宇治線
- 3 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
宇治市六地藏町並 39 から 宇治市六地藏町並 39 の 2 まで	令和 6 年 11 月 30 日
宇治市六地藏町並 39 の 15 から 宇治市六地藏町並 40 の 30 まで	

4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成 12 年京都府規則第 38 号）第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 6 年 11 月 29 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社さとう
福知山市東野町1番地
代表取締役 佐藤 総二郎
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
イデフル
綴喜郡井手町大字多賀小字二ノ坪46ほか
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗の名称	(仮称)井手多賀パーク	イデフル	令 6. 6. 27	店舗名称決定のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市東野町1番地 代表取締役 佐藤 総二郎	株式会社さとう 福知山市東野町1番地 代表取締役 佐藤 総二郎 ほか2業者		テナント決定のため

- (2) 届出年月日
令和6年11月11日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和6年11月29日から令和7年3月31日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (ア) 株式会社京阪ザ・ストア
枚方市岡東町19番1号
代表取締役 達川 俊夫
 - (イ) 京阪ホールディングス株式会社
枚方市岡東町173番地の1
代表取締役 石丸 昌宏
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスト松井山手店
京田辺市山手中央2番地2号
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	株式会社京阪ザ・ストア 枚方市岡東	株式会社京阪ザ・ストア 枚方市岡東	令 6. 2. 1	小売業を行う者の住所の変更のため

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	町19番1号代表取締役 達川 俊夫 ほか2業者	町19番1号代表取締役 達川 俊夫 ほか2業者		
---------------------------	----------------------------	----------------------------	--	--

- (2) 届出年月日
令和6年11月12日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和6年11月29日から令和7年3月31日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



内川土地改良区の役員の退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年11月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

退任役員（監事）

住 所	氏 名
城陽市富野堀口70	北 村 善 章



京都市から京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（西京桂坂地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（吉祥院宮ノ東町地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（向島国道1号周辺地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年11月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市大久保町平盛77、78の1、80の1、84の1の一部、120
（関連区域）
宇治市大久保町平盛78の2から78の4まで、80の2、81の2、81の3、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市大久保町平盛67の3
大和テック株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
南丹市八木町南広瀬泉9の1、10の1
（関連区域）
南丹市八木町南広瀬泉9の4の一部、9の5の一部、10の8の一部、10の9の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇治市大久保町北ノ山15の14
堀田 秀一

公 営 企 業

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第3号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都府公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式、別記第15号様式及び別記第20号様式中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。

教 育 委 員 会

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第4号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式、別記第15号様式及び別記第20号様式中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行細

別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

府公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
別記様式第1号、別記様式第10号、別記様式第17号及び別記様式第22号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

公 安 委 員 会

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第10号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京都

京都府警察本部告示第135号

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都府警察本部告示第34号）の一部を次のように改正し、令和6年12月2日から施行する。

令和6年11月29日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

別記様式第1号、別記様式第10号、別記様式第17号及び別記様式第22号中「健康保険被保険者証」を削る。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の設立に係る事項は、次のとおりである。

令和6年11月29日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第一号)	届出年月日
日本維新の会衆議院京都府第2選挙区支部	前原 誠司	前原 誠司	京都市左京区山端壱町田町8の46	衆議院議員	令和6年10月11日
日本維新の会参議院京都府選挙区第1支部	新實 彰平	新實 彰平	京都市下京区七条通油小路東入大黒町227第2キョートビル402	参議院議員	令和6年10月28日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
自由民主党 京都府遊技 産業支部	杉本 潤明	金本 鎮悟	京都市中京区御池之町 323 ミサワ京都ビル4 F	令和6年7月26日

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
福知山ファ ーストの会	森山 賢	森山 真	福知山市字上小田 1583	令和6年7月2日
村瀬華後援 会	中林 秀雄	明賀ひなた	亀岡市東別院町栢原上日影 18の31	令和6年8月7日
えん田ゆき 後援会	縁田 智一	縁田 有紀	南丹市小山西町滝谷9の72	令和6年9月17日
桔梗の会	西川 清治	土岐 淑代	相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子 29の388	令和6年9月18日
堀口ひろた か後援会	堀口 宏隆	中嶋 由美	綴喜郡宇治田原町大字南小字亥子7	令和6年10月28日



京都府選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和6年11月29日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

政党の支部

政治団体の名称	代表者の 氏 名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党京都府歯科技工士 支部	小川 博和	代表者	小川 博和	高橋 祥高	令和6年4月13日
自由民主党与謝野町支部	辻井 浩之	主たる事務所の 所在地	与謝郡与謝野町三 河内192	与謝郡与謝野町三 河内65	令和6年7月11日
		代表者	辻井 浩之	武田 眞太郎	
日本共産党京都乙訓地区委員 会	土居 彩子	代表者	土居 彩子	堀川 圭太	令和6年3月23日
自由民主党京都府交通交友連 合会支部	前川 忠寛	会計責任者	福村 元良	井本 健一	令和6年7月29日
自由民主党久御山町支部	岡井 温宣	主たる事務所の 所在地	久世郡久御山町坊 之池池ノ上66	久世郡久御山町東 一口41	令和6年6月1日
		代表者	岡井 温宣	中井 孝紀	
自由民主党京都府理容支部	根津 英和	代表者	根津 英和	小林 眞人	令和6年8月1日

自由民主党京都府倉庫支部	角 高 修	会 計 責 任 者	稲 沢 文 啓	杉 本 昌 弘	令和6年8月1日
自由民主党京都府宅建支部	戸 川 雅 勝	代 表 者	戸 川 雅 勝	梶 原 義 和	令和6年8月9日
		会 計 責 任 者	久 木 圭 史	清 水 章	
自由民主党京都府第三選挙区支部	森 干 晟	主たる事務所の所在地	京都市伏見区竹田中川原町387 リンサンハイツ106、107号	京都市伏見区深草泓ノ壺町11の1 1階事務所	令和6年7月31日
		会 計 責 任 者	佐 藤 博 之	辻 一 成	令和6年8月9日
日本共産党与謝地区委員会	近 江 容 子	代 表 者	近 江 容 子	野 村 生 八	令和6年3月24日
京都維新の会	堀 場 幸 子	主たる事務所の所在地	京都市伏見区新町5丁目495 北本ビル202	京都市伏見区桃山町丹後10の6 伴ビル204	令和6年9月1日
自由民主党南山城村支部	中 村 富 士 雄	会 計 責 任 者	吉 岡 克 弘	木 村 宣	令和6年5月31日
国民民主党京都府総支部連合会	中 野 洋 一	会 計 責 任 者	北 川 剛 司	小 島 信 太 郎	令和6年9月19日
立憲民主党京都府第1区総支部	平 竹 耕 三	代 表 者	平 竹 耕 三	福 山 哲 郎	令和6年10月7日
		国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 〔平竹耕三、衆議院議員〕	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 〔福山哲郎、参議院議員〕	

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岡野天明後援会	馬 谷 典 男	代 表 者	馬 谷 典 男	新 宮 七 郎	令和6年7月1日
京都府歯科技工士連盟	小 川 博 和	代 表 者	小 川 博 和	高 橋 祥 高	令和6年4月13日
		会 計 責 任 者	田 中 康 宏	高 橋 祥 高	
ながた和也後援会	山 本 邦 彦	代 表 者	山 本 邦 彦	木 村 幹 雄	令和6年7月1日
		会 計 責 任 者	長 田 和 也	北 川 欽 造	
林リエと向日市の未来を創る会	林 リ エ	主たる事務所の所在地	向日市寺戸町大牧14の167 佐々木方	向日市寺戸町七ノ坪141 S U ・ B A ・ C O 4 F	令和6年7月1日
吉岡まさかず後援会	岩 本 一 生	代 表 者	岩 本 一 生	山 根 康 彦	令和6年7月11日
市民の手で新しいリーダーをつくる会	村 山 政 雄	主たる事務所の所在地	京都市左京区下鴨蓼倉町16の13	京都市左京区下鴨貴船町46 グランディール堤201	令和6年7月16日
		代 表 者	村 山 政 雄	宇 野 進	
		会 計 責 任 者	石 川 愉 美 子	内 村 駿	
村山祥栄後援会	村 山 政 雄	主たる事務所の所在地	京都市左京区下鴨蓼倉町16の13	京都市左京区下鴨貴船町46 グランディール堤201	令和6年7月16日
心豊かな久御山の会	坂 正 義	会 計 責 任 者	島 宏 樹	内 田 孝 司	令和6年7月21日
京都府理容政治連盟	根 津 英 和	代 表 者	根 津 英 和	西 堀 慎 介	令和6年8月1日
		会 計 責 任 者	安 部 英 彦	宮 崎 憲 治	

活力京都精華の会	森 田 喜 久	主たる事務所の所在地	相楽郡精華町大字東畑小字北山中19	相楽郡精華町桜が丘4丁目12の4	令和6年4月4日
		代表者	森 田 喜 久	三 原 和 久	
		会計責任者	植 山 米 一	森 田 喜 久	
「活力京都」南山城村の会	中 村 富 士 雄	会計責任者	吉 岡 克 弘	木 村 宣	令和6年5月31日
西山のぶまさ後援会	西 山 信 昌	主たる事務所の所在地	京都市下京区朱雀正会町33の8	京都市下京区夷馬場町20の4	令和6年9月1日
平田けいを育てる会	平 田 圭	主たる事務所の所在地	京都市伏見区深草越後屋敷町40の4 ヤサカハイツ1F	京都市伏見区深草出羽屋敷町13の13	令和5年4月1日
小巻くみ政策研究会	小 巻 久 美	主たる事務所の所在地	京都市下京区油小路通正面下る玉本町188 URBAN小路1階	京都市下京区西洞院通六条上る金屋町4の483	令和6年4月1日
増田だいすけを大きくする会	増 田 大 輔	代表者	増 田 大 輔	嶋 田 雅 博	令和6年9月6日
教育関係退職者の会	川 瀬 利 典	名 称	教育関係退職者の会	門川大作氏を支援する教育関係退職者の会	令和6年9月20日
		代表者	川 瀬 利 典	岡 本 達 治	
かわだみほ後援会	河 田 美 穂	主たる事務所の所在地	京田辺市東西神屋110の10	京田辺市草内八田7の64	令和6年10月1日
北原しんじ後援会	北 原 慎 治	会計責任者	北 原 春 行	酒 井 佑	令和6年10月29日



京都府選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の解散に係る事項は、次のとおりである。

令和6年11月29日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党京都府木材産業支部	辻 井 重	令和6年8月31日

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
川戸いつお後援会	川 戸 新 一	令和6年7月1日
朝倉りょう後援会	朝 倉 亮	令和6年8月23日

ユニチカユニオン京都地区協議会	鶴ノ口 悟	令和6年8月23日
森干晟を励ます会	森 干 晟	令和5年8月31日
植田元気後援会	植 田 元 気	令和6年9月18日



京都府選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和6年11月29日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

政治団体の収支報告書の要旨（解散団体分）
（単位 円）

（令和5年分）

自由民主党京都府木材産業支部

報告年月日	令和6年4月1日 (令和6年8月31日解散)
1 収入総額	210,749
前年繰越額	210,747
本年収入額	2
2 支出総額	0
翌年への繰越額	210,749
3 本年収入の内訳	
その他の収入	2
一件十万円未満のもの	2

植田元気後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 植田 元 気
資金管理団体の届出に係る公職の種類 京都市議会議員
報告年月日 令和6年10月7日
(令和6年9月18日解散)

1 収入総額	822,408
前年繰越額	822,408
2 支出総額	822,408
3 支出の内訳	
経常経費	432,186
人件費	420,858
備品・消耗品費	11,328
政治活動費	390,222
機関紙誌の発行 その他の事業費	390,222
宣伝事業費	390,222

朝倉りょう後援会

報告年月日 令和6年4月1日
(令和6年8月23日解散)

1 収入総額	324,306
本年収入額	324,306
2 支出総額	324,306
3 本年収入の内訳	
寄附	324,306
個人分	324,306
4 支出の内訳	
政治活動費	324,306
選挙関係費	41,100
機関紙誌の発行 その他の事業費	282,766
機関紙誌の発行事業費	282,766
その他の経費	440
5 寄附の内訳	
(個人分)	
朝倉 亮	324,306

京都市中京区

川戸いつお後援会

報告年月日 令和6年6月25日
(令和6年7月1日解散)

1 収入総額	527,294
前年繰越額	527,290
本年収入額	4
2 支出総額	720
翌年への繰越額	526,574
3 本年収入の内訳	
その他の収入	4
一件十万円未満のもの	4
4 支出の内訳	
政治活動費	720
組織活動費	720

森干晟を励ます会

報告年月日 令和6年4月1日
(令和5年8月31日解散)

1 収入総額	528,788
本年収入額	528,788
2 支出総額	528,788
3 本年収入の内訳	
寄附	528,788
個人分	488,788
政治団体分	40,000
4 支出の内訳	
政治活動費	528,788
機関紙誌の発行 その他の事業費	514,620
機関紙誌の発行事業費	38,500
宣伝事業費	476,120
調査研究費	14,168
5 寄附の内訳	
(個人分)	
森 干 晟	458,788
向 日 市	
年間五万円以下のもの	30,000
(政治団体分)	
年間五万円以下のもの	40,000

ユニチカユニオン京都地区協議会

報告年月日 令和6年3月26日
(令和6年8月23日解散)

1 収入総額	467,000
前年繰越額	467,000
2 支出総額	0
翌年への繰越額	467,000

(令和6年分)

自由民主党京都府木材産業支部

報告年月日 令和6年9月24日
(令和6年8月31日解散)

1 収入総額	210,762
前年繰越額	210,749

本年収入額	13
2 支出総額	210,762
3 本年収入の内訳	
その他の収入	13
一件十万円未満のもの	13
4 支出の内訳	
経常経費	170,762
人件費	100,000
光熱水費	15,000
備品・消耗品費	762
事務所費	55,000
政治活動費	40,000
その他の経費	40,000

植田元気後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 植田 元 気
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 京都市議会議員

報告年月日 令和6年10月7日
 (令和6年9月18日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

朝倉りょう後援会

報告年月日 令和6年8月23日
 (令和6年8月23日解散)

1 収入総額	75,000
本年収入額	75,000
2 支出総額	0
翌年への繰越額	75,000
3 本年収入の内訳	
寄 附	75,000

政治団体分	75,000
4 寄附の内訳	
(政治団体分)	
京都維新の会	75,000 京都市伏見区

川戸いつお後援会

報告年月日 令和6年7月8日
 (令和6年7月1日解散)

1 収入総額	526,576
前年繰越額	526,574
本年収入額	2
2 支出総額	1,310
翌年への繰越額	525,266
3 本年収入の内訳	
その他の収入	2
一件十万円未満のもの	2
4 支出の内訳	
政治活動費	1,310
組織活動費	1,310

ユニチカユニオン京都地区協議会

報告年月日 令和6年8月30日
 (令和6年8月23日解散)

1 収入総額	467,000
前年繰越額	467,000
2 支出総額	467,000
3 支出の内訳	
政治活動費	467,000
(うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出)	467,000
寄附・交付金	467,000

京都府選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の指定に係る事項は、次のとおりである。

令和6年11月29日

京都府選挙管理委員会
 委員長 多賀久雄

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
堀口宏隆	宇治田原町議会議員	堀口ひろたか後援会	綴喜郡宇治田原町大字南小字亥子7	令和6年10月22日

京都府選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和6年11月29日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
西山信昌	西山のぶまさ後援会	主たる事務所の所在地	京都市下京区朱雀正会町33の8	京都市下京区夷馬場町20の4	令和6年9月1日
平田圭	平田けいを育てる会	公職の種類	京都市議会議員	京都府議会議員	令和5年4月30日
		主たる事務所の所在地	京都市伏見区深草越後屋敷町40の4 ヤサカハイツ1F	京都市伏見区深草出羽屋敷町13の13	令和5年4月1日
河田美穂	かわだみほ後援会	主たる事務所の所在地	京田辺市東西神屋110の10	京田辺市草内八田7の64	令和6年10月1日



京都府選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により届出のあった資金管理団体の指定の取消しに係る事項は、次のとおりである。

令和6年11月29日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	取消年月日
植田元気	植田元気後援会	京都市山科区四ノ宮泓5 2F	令和6年9月18日

 人 事 委 員 会

個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和6年11月29日

京都府人事委員会
委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則17-2

個人情報の保護に関する法律施行細則

(開示請求書等の記載事項)

第1条 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年京都市条例第32号。以下「条例」という。)第3条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 連絡先(法人である代理人にあっては、当該法人の担当者の氏名及び連絡先)
- (2) 代理人によって開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別

(保有個人情報開示請求書)

第2条 開示請求書の様式は、保有個人情報開示請求書(別記第1号様式)とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第3条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第4条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期限特例通知書)

第5条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第6条 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(第三者情報開示決定通知書)

第7条 法第86条第3項の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第8条 京都市人事委員会(以下「委員会」という。)に対する開示請求に係る保有個人情報についての個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第23条に規定する閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法は、次項及び第3項に定めるところによる。

2 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定めるものを閲覧する方法とする。

- (1) 文書又は図画(マイクロフィルムを除く。) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合)にあっては、次項第1号アに規定するもの
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをその保有する専用機器により映写し、又は用紙に印刷したもの

3 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書又は図画(マイクロフィルムを除く。) 次に掲げる方法
 - ア 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)
 - イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 委員会は、保有個人情報の開示を第2項に規定する閲覧の方法により受け、又は受けようとする者が、当該保有個人情報が記録されている物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該保有個人情報の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

5 保有個人情報の開示を第3項に規定する写しの交付により行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第9条 委員会に対する開示請求に係る保有個人情報についての法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク その保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク その保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付
- (3) その他の電磁的記録 次に掲げるもののうち、委員会が適当と認める方法
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
 - イ 当該電磁的記録をその保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

(保有個人情報開示実施方法等申出書)

第10条 令第26条第1項に規定する書面の様式は、保有個人情報開示実施方法等申出書(別記第8号様式)とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第11条 訂正請求書の様式は、保有個人情報訂正請求書（別記第9号様式）とする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定等期間延長通知書）

第13条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定等期限特例通知書）

第14条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正請求事案移送通知書）

第15条 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第16条 利用停止請求書の様式は、保有個人情報利用停止請求書（別記第15号様式）とする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第17条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第16号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第18条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書）

第19条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書（別記第19号様式）により行うものとする。

（個人情報取扱是正申出書の記載事項等）

第20条 条例第5条第2項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 連絡先（法人である代理人にあっては、当該法人の担当者の氏名及び連絡先）

(2) 代理人によって是正の申出をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別

2 条例第5条第2項の申出書は、個人情報取扱是正申出書（別記第20号様式）によるものとする。

（個人情報取扱是正申出処理通知書）

第21条 条例第5条第4項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書（別記第21号様式）により行うものとする。

（簡易な手続による保有個人情報の提供）

第22条 委員会は、別に定める保有個人情報については、本人又はその代理人からの口頭による求めに応じて、遅滞なく、当該本人の保有個人情報を提供することができるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、同項の求め（以下この項において単に「求め」という。）をする者は、法第77条第2項の規定の例により、当該求めに係る保有個人情報の本人であること（代理人による求めにあっては、当該保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（漏えい等の通知等）

第23条 委員会は、法第68条第1項に規定する事態が生じた場合において、同条第2項の規定による通知を行うときは、別記第22号様式による説明書を添付してこれを行うものとする。

2 前項の場合において法第68条第2項の規定による本人への通知が困難なときにおける当該通知に代わるべき同項第1号に規定する措置は、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前項の説明書を作成し、これをインターネットの利用により公表することその他の適切な措置とする。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

京都府人事委員会委員長 様

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒

TEL ()

連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）

〒

TEL ()

代理人の氏名又は名称

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（行政文書等の名称その他保有個人情報を特定することができる事項）

--

- 2 求める開示の実施方法等

（御希望の方法に対応することができない場合があります。）

ア又はイのいずれかに○印を付してください。

アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望します。

＜実施の方法＞ 閲覧 写しの交付

＜実施の希望日＞ 年 月 日

イ 写しの送付を希望します。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 本人（イを記載）
 法定代理人（ウ及びエを記載） 任意代理人（ウ及びオを記載）

イ 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。

オ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。

受 付 時 記 入 欄	担 当 課 等	
	受 付 場 所	
	受 付 年 月 日	
	備 考	

第2号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

- 2 不開示とした部分とその理由（開示しない理由が消滅する期日がある場合は、その期日）

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府人事委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府人事委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 備考欄

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

第3号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示しないこととした理由 （開示しない理由が消滅する期日がある場合は、その期日）	
3 備 考	

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府人事委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府人事委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第4号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

第5号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報開示決定等期限特例通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 保有個人情報について開示決定等をする期限	<p>法第83条第2項に定める期間内に開示決定等が可能な部分については 年 月 日までに開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、 年 月 日までに開示決定等を行う予定です。</p>
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

第6号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。
なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移 送 を し た 日	年 月 日
3 移 送 の 理 由	
4 移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課係名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
5 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

第7号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



第三者情報開示決定通知書

あなた（貴社）に関する保有個人情報については、下記のとおり開示することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示することとした理由	
3 開示決定をした日	年 月 日
4 開示を実施する日	年 月 日
5 備 考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府人事委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府人事委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第8号様式（第10条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

京都府人事委員会委員長 様

(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所
 〒 _____ TEL () _____
 連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）
 〒 _____ TEL () _____
 代理人の氏名又は名称 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： 第 号
 日 付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等		
2 実施の方法	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
3 実施の希望日	年 月 日 午前・午後 時	
4 「写しの送付」の希望の有無	有 : 同封する郵便切手等の額 円 ※ 別に連絡した額の郵便切手を同封してください。 無	
5 備 考		

※ 保有個人情報開示請求書に記載した「求める開示の実施方法等」と変更のない場合には、この書類の提出は不要です。

第9号様式（第11条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

京都府人事委員会委員長 様

(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所
 〒 _____ Tel. () _____
 連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）
 〒 _____ Tel. () _____
 代理人の氏名又は名称 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限り（法第90条第3項）。
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
3 訂正請求の趣旨及び理由 ※ 別紙への記載も可能です。	(趣旨：どのような訂正を求めらるかについて記載してください。) (理由：訂正請求の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)

4 本人確認等

ア	訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人（イを記載） <input type="checkbox"/> 法定代理人（ウ及びエを記載） <input type="checkbox"/> 任意代理人（ウ及びオを記載）
イ	請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限り。） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。
ウ	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
エ	法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限り。
オ	任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限り。

受付 時間 記入欄	担当課等	
	受付場所	
	受付年月日	
	備考	

第10号様式（第12条関係）

番 年 月 号 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
4 備 考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府人事委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府人事委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等:

電 話:

F A X:

e-mail:

第11号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正しないことと決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正をしないこととした理由	
3 備 考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府人事委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府人事委員会となります。）京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第12号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 備考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

第13号様式（第14条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報訂正決定等期限特例通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

第14号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移 送 を し た 日	年 月 日
3 移 送 の 理 由	
4 移送先の行政機関の長等	<p>(行政機関の長等)</p> <p>(連絡先) 部局課係名： 担当者名：</p> <p>所在地：</p> <p>電話番号：</p>
5 備 考	

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第15号様式（第16条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

京都府人事委員会委員長 様

(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所
 〒 _____ Tel. () _____
 連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）
 〒 _____ Tel. () _____
 代理人の氏名又は名称 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限り（法第98条第3項）。
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
3 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由：利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)

4 本人確認等

ア 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人（イを記載） <input type="checkbox"/> 法定代理人（ウ及びエを記載） <input type="checkbox"/> 任意代理人（ウ及びオを記載）
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限り。） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	<input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。
オ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。

受付時 記入欄	担当課等	
	受付場所	
	受付年月日	
	備考	

第16号様式（第17条関係）

番 年 月 号 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
4 備 考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府人事委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府人事委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等:

電 話:

F A X:

e-mail:

第17号様式（第17条関係）

番 年 月 号 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことと決定しましたので下記のとおり通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止をしないこととした理由	
3 備 考	

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府人事委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府人事委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第18号様式（第18条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 備 考	

担当課等:

電 話:

F A X:

e-mail:

第19号様式（第19条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 利用停止決定等をする期限	年 月 日
4 備 考	

担当課等:

電 話:

F A X:

e-mail:

第20号様式（第20条関係）

個人情報取扱是正申出書

年 月 日

京都府人事委員会委員長 様

(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____ Tel. () _____
 連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）
 〒 _____ Tel. () _____
 代理人の氏名又は名称 _____

個人情報の保護に関する法施行条例（令和4年京都府条例第32号）第5条第1項の規定により、下記のとおり個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

記

1 是正を求める個人情報の取扱い	
2 是正の申出の趣旨及び理由	(趣旨：どのような是正を求めるかについて記載してください。) (理由：是正の申出の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)

3 本人確認等

ア 是正の申出者	<input type="checkbox"/> 本人（イを記載） <input type="checkbox"/> 法定代理人（ウ及びエを記載）	<input type="checkbox"/> 任意代理人（ウ及びオを記載）
イ 申出者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。	
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
エ 法定代理人が申出する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	※ 代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限ります。	
オ 任意代理人が申出する場合は、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）	※ 代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限ります。	

受付時 記入欄	担当課等	
	受付場所	
	受付年月日	
	備考	

第21号様式（第21条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府人事委員会委員長



個人情報取扱是正申出処理通知書

年 月 日付で申出のあった個人情報の取扱いの是正の申出については、下記のとおり処理しましたので、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）第5条第4項の規定により通知します。

記

1 是正の申出に係る個人情報の取扱い	
2 是正の申出の趣旨	
3 是正の申出に係る処理の状況及び理由	(処理状況) (処理理由)
4 備 考	

担当課等:

電 話:

F A X:

e-mail:

第22号様式（第23条関係）

説明書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第68条第2項の規定による通知事項
 （ 年 月 日 時 分現在）

事項	状況
1 事 態 の 概 要	発 生 日： 発 覚 日： 発 生 事 案： <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 漏えいのおそれ <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 滅失のおそれ <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 毀損のおそれ 概 要： 経緯・経過：
2 1の漏えい・滅失・毀損が発生し、又は発生したおそれのある保有個人情報の項目	
3 発 生 の 原 因	
4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	
5 そ の 他 参 考 と な る 事 項	
6 備 考	

担当課等：
 電 話：
 F A X：
 e-mail：



京都府人事委員会訓令第68号

個人情報の保護に関する法律施行規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年11月29日
 京都府人事委員会
 委員長 辻 幸子

個人情報の保護に関する法律施行規程を廃止する訓令

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都府人事委員会訓令第66号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年12月2日から施行する。



京都府人事委員会告示第100号

個人情報の保護に関する法律施行規程第22条第1項に規定する保有個人情報等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月29日

京都府人事委員会
委員長 辻 幸子**個人情報の保護に関する法律施行規程第22条第1項に規定する保有個人情報等を定める告示の一部を改正する告示**

個人情報の保護に関する法律施行規程第22条第1項に規定する保有個人情報等を定める告示（京都府人事委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

「個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都府人事委員会訓令第66号）」を「個人情報の保護に関する法律施行細則（京都府人事委員会規則17-2）」に改める。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

監 査 委 員

京都府監査委員告示第3号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月29日

京都府監査委員 四方 源太郎
同 田 中 美貴子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三**個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示**

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都府監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式、別記第15号様式及び別記第20号様式中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

労 働 委 員 会

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

京都府労働委員会
会長 青木 苗子**京都府労働委員会規則第1号****個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京都府労働委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式、別記第15号様式及び別記第20号様式中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

海区漁業調整委員会

京都海区漁業調整委員会告示第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月29日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭 矢 護**個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示**

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式、別記第15号様式及び別記第20号様式中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

- この告示は、令和6年12月2日から施行する。
- この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙は、当分の間、この告

示による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

内水面漁場管理委員会

京都府内水面漁場管理委員会告示第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月29日

京都府内水面漁場管理委員会
会長 中 原 紘 之

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都府内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式、別記第15号様式及び別記第20号様式中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。